

第百四十五回国
会

参議院労働・社会政策委員会会議録第五号

平成十一年三月二十三日(火曜日)

午後二時開会

委員の異動

三月十七日

山崎 力君

補欠選任
高橋紀世子君

三月十九日

大島 慶久君

補欠選任
片山虎之助君

三月二十三日

高橋紀世子君

山崎 力君

片山虎之助君

補欠選任
大島 慶久君

出席者は左のとおり。

委員長

吉岡 吉典君

理事

田浦 直君

委員

川橋 幸子君

委員

笹野 貞子君

委員

山崎 力君

委員

大島 慶久君

委員

鈴木 滋宣君

委員

中島 眞人君

委員

山崎 正昭君

委員

今泉 昭君

国務大臣

大脇 雅子君
鶴保 庸介君

政府委員

甘利 明君

労働大臣官房長

野寺 康幸君

労働省労働基準局長

伊藤 庄平君

労働省職業安定局長

渡邊 信君

労働省職業能力開発局長

日比 徹君

事務局側

常任委員会専門員

山岸 完治君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○雇用・能力開発機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉岡吉典君) ただいまから労働・社会政策委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に山崎力君を指名いたします。

○委員長(吉岡吉典君) 雇用・能力開発機構法案を議題といたします。

本日の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○谷林正昭君 民主党・新緑風会の谷林正昭でございます。先週に続きまして二週連続登壇ということになりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

田舎の方では私の質問したことが新聞に取り上げられまして、大臣の答弁が大変真摯であるというふうな話も出ておりました。また、私の方はちよつと正直過ぎるのではないかと、私の方はそうマスコミにも出ました。しかし、支持者の方からは正直はいいよというまた電話もありましたので、ちよつと青臭いかもわかりませんが、きょう四十五分間、一生懸命やらさせていただきますので、よろしく願ひいたします。

まず、この法案につきましては、まさに行政改革の中での閣議決定に基づく内容だというふうな理解をしておりますので、そういう観点で少し、なおかつ、新しい機構ができる、それに対する国民の期待や、あるいはそれに携わる人たちの要望あるいはニーズというものが非常に大きなものがあるのではないかな、こういう時代に合ったものにしていかねばならないのではないかなという観点で少し御質問させていただきますので、若干細かくなつたり大ざっぱになつたりするかも知れませんが、よろしく願ひいたします。

まず最初に、私の友達がもう二十数年前に結婚したり、あるいは私の後輩が結婚したときに、雇用促進住宅というところへ入りまして、新婚生活や、あるいは子供を育て、そして学校に通わせ、そして頑張つて頑張つて土地を買つて家を建て、そういう方々がたくさん実は周りにおりました。

そういう方々に会つてみたり電話なりしまして、この雇用促進住宅にいたころの感想を聞かせてもらえないかと、こういう話をいたしました。

そうしたら、ほとんどの方があのころはよかったと言います。どこがよかったか、こういうふうに関心したところ、一つは規律があつた。そしてそこに住んでおいてになる方は大体同じ環境で、そして全員が働いていた。そして子供がで

き、その子供を中心にして、公園が必ずありますから、そういうところで少しコミュニケーションができて、そういう雰囲気といいますか人間成長の上において非常によかった。あるいは、自治会で掃除をしたり、草むしりをしたり、ごみの出し方を話し合つたり、そういうことがあつて非常に規律ある生活ができた。こういうふうになつた。それが言ひましたし、非常に懐かしがつておりました。

また、私も子供が小さいときにこの村だとかそういう福祉施設の方へ、今までと違つた、遊園地の感覚ではなくて、健康的に子供を遊ばせる、こういう感じで利用させていただいたこともありましたが、非常によかったのではないかなというふうな思つております。

そういうこともありまして、昭和三十六年に設立されました、そして今の事業団があるわけでありまして、それをまた新たな時代に合ったものに変わっていく、こういうことであると私は思いますので、大臣の方から、この雇用促進事業団の果たしてきた役割、そしてその歴史的意義、こういうものについて感慨深いものがあるのかと思ひますので、ぜひひとつ再編に当たつての所信をもう一度、ここには心を込めて書いてあるんですけれども、読ませていただきましたが、もう一度ちよつと大臣の言葉で語っていただけないかなというふうに思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

そうしたら、ほとんどの方があのころはよかったと言います。どこがよかったか、こういうふうに関心したところ、一つは規律があつた。そしてそこに住んでおいてになる方は大体同じ環境で、そして全員が働いていた。そして子供がで

き、その子供を中心にして、公園が必ずありますから、そういうところで少しコミュニケーションができて、そういう雰囲気といいますか人間成長の上において非常によかった。あるいは、自治会で掃除をしたり、草むしりをしたり、ごみの出し方を話し合つたり、そういうことがあつて非常に規律ある生活ができた。こういうふうになつた。それが言ひましたし、非常に懐かしがつておりました。

また、私も子供が小さいときにこの村だとかそういう福祉施設の方へ、今までと違つた、遊園地の感覚ではなくて、健康的に子供を遊ばせる、こういう感じで利用させていただいたこともありましたが、非常によかったのではないかなというふうな思つております。

そういうこともありまして、昭和三十六年に設立されました、そして今の事業団があるわけでありまして、それをまた新たな時代に合ったものに変わっていく、こういうことであると私は思いますので、大臣の方から、この雇用促進事業団の果たしてきた役割、そしてその歴史的意義、こういうものについて感慨深いものがあるのかと思ひますので、ぜひひとつ再編に当たつての所信をもう一度、ここには心を込めて書いてあるんですけれども、読ませていただきましたが、もう一度ちよつと大臣の言葉で語っていただけないかなというふうに思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

○国務大臣(甘利明君) 雇用促進事業団は御指摘のとおり昭和三十六年の七月に設立をされました。約四十年、三十八年前であります。

今回の組織改編と申しますのは、おっしゃいますように、行革の方針に従ってもう一度現在持っている機能を見直して、時代的な役割を果たし終ったものについては民間なり地方行政に任せ、これから担っていく部分をより精査して強化していくという趣旨であります。

スタートは、御案内のとおり炭鉱の離職者の援護であります。労働者の技能の習得、それから労働の円滑移動ということを中心に立ち上がった。その後、炭鉱の離職者だけではなくて、いわゆる不況産業から生み出される労働者、吐き出されるというものです。不況産業が支えきれなくなつて手放す労働者の方々が新しい分野に移動をしていく、この支援を行つた。

まず第一に、地域間移動とか業種間移動をする。ときの住居の心配をしなくちゃいけないということ、これは新しい居住地、居住場所がちゃんと見つかるまで、基本的には暫定的な措置なんですけれども、移動してすぐ住むところが見つからないとこれは大変な生活の拠点でありますから、そのために雇用促進住宅というものを各所に設置してきたということでもあります。それから中小企業というのはどうしても大企業に比べて福祉面で立ちおくれがございますから、中小企業が廉価で利用できるような施設の整備ということで、各種福祉施設、スポーツ施設を含めてこの充実に努めてきたということでもあります。

そうした住宅分野とそれから福祉施設分野につきましては、各地方自治体が整備をしてきているということ、それからそういった分野は地方自治体と民間を含めて対応できる時代になってきたということ、もうこれ以上新設、整備をしていく必要は、時代的要請はなくなつてきたのではないかと。これも行革の観点から指摘されてきたところでありまして、そういうところは地方自治体であるとか民間であるとかにお願いをしまして、これからはそれ以外の分野で職業能力開発、それから最近では先般成立をさせていただきました中小労働力確保法に見られますように、雇用開発の分

野まで中小企業の支援をしていくということになっておりますので、そういう充実すべき分野、新しい分野に特化をしていくということで業務分野の見直しをさせていただきまして、新法のもとに新しくスタートをするということになったという次第でございます。

○谷林正昭君 そうなりますと、新組織の運営というのがこれから大きな課題になってくるというふうにも思ふのでありますけれども、今ある雇用促進事業団の運営につきましても、運営組織というものをつくつて、民間も入つていただいたり、いろんな方に入つていただいでやっておるわけでありまして、民間もぜひ私の願いといたしましては、今度の新しい機構につきましてもそういう運営組織をお願いできないかな、やるべきではないかなというふうにも思つております。こちらあたりどういふお考えなのか、聞かせていただきたいというふうにも思ひます。

○政府委員(渡邊信君) 現在、雇用促進事業団におきまして、今お話しのように、学識経験者とかあるいは労使の代表の方といった方にお集まりをお願いして運営協議会を設置しております。

二十三人今参集をお願いしているようですけれども、平成十年には三回開催をされました。例えば、新しい事業年度が始まります前に事業計画の御審議をお願いするとか、あるいは新しい予算について御説明をするとか、そういったことで雇用促進事業団の事業の運営にこういふ方々の意見を反映するということシステムになっております。今後とも事業の透明性の確保あるいは効率性の確保といったような観点から、新機構におきましてもこういった民間の方の意見を反映するような場をつくるように私どもとしても指導していきたいというふうにも思ひます。

○谷林正昭君 よくわかりました。続きまして具体的に進めさせていただきまして、住宅及び福祉施設の今後の譲渡の計画がされておるわけでございますが、今こいう地方財政が逼迫しているときになかなか議論が煮詰まらな

いと難しいとは思ひますけれども、そのプロセスというものは恐らくあると思ひますので、譲渡に向けてのプロセスがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊信君) 現在、雇用促進住宅は約十四万戸、それから体育館、研修施設等の福祉施設は約二万戸所設置をしておるわけでありまして、けれども、既にこれらにつきましては、平成十年年度、今年度から新設はストップしておりますが、新機構におきましてはこれらの新設は行わないこととしております。また、法案におきまして、これらを譲渡する、譲渡の事務を行いその間は新機構においてこれを管理するというふうな規定をしていくわけでありまして。

なかなかこの譲渡というのはそうすぐ簡単にいくものとは私も考えていないわけでありまして、現在、住宅につきましては移転就職者のほか、地域の勤労者の方も入居しておられるというふうな状況、あるいは土地の整備等も自治体にお願いをして提供を受けているというふうな実情、あるいは福祉施設はほとんどは地方公共団体の有している土地をお借りしてつくつていくというふうなことから、こういふことを考えますと、地方自治体を中心にしてこの譲渡の事務を進めるべきであらうというふうな考えをしております。

法案が成立しました場合には、設置のしてある全自治体に対して引き受け等についての意向調査を行ひまして、その調査結果に基づいて具体的な譲渡の話を進めるといふことになつてと思ひます。その際には複数の鑑定を入れました有償譲渡にならうかというふうにも思ひます。

なかなか自治体の財政が厳しいことも承知をしておりますし、先ほど申しましたように、そうすぐ右から左というわけにはいかないと思ひますけれども、自治体におかれて財政の状況等も十分考慮された上でこういふ話に合意に臨まれるものではないかというふうな考えております。

○谷林正昭君 譲渡になつたときに、やっぱり将来にわたつては行政改革の意義、あるいは本来の

意義をぜひ踏まえながらお願いしたいなというふうにも思ひます。

そこで、全部が全部譲渡というのはなかなか時間がかかろうとは思ひます。一部でありますけれども、ちよつと私の調査したところ、住宅の関係でありますけれども、なかなか一〇〇%にはなっていないというふうに見えております。しかし、人気がある場所、あるいは地域によつてあいてる場所、いろいろあるわけでありまして、三DKが一番人気があるというふうな大体聞いております。

ちよつと私の提案でありますけれども、先ほど大臣がおっしゃいましたように、新しい時代に向かつて再編だということ、過去の歴史は歴史として意義があつたということになりますと、今度迎える二十一世紀あるいはその初めあたりはまさに労働の移動、あるいは新しい産業への移動、こういうものが、また炭鉱時代とは違つた意味での移動があるかというふうには私は思ひます。例えば派遣労働で、その地域だけの派遣労働ではないと私は思ひますし、県をまたいで派遣されたり、こういう事態も出てくるんじゃないかというふうにも思ひます。

そういつたときに、一定の枠をそういう人たちのために確保しておくべきではないかというふうには私は思ひますし、全部が全部自治体に渡してしまつと、いざというときにはなかなかさういふ活用ができないのではないかなと思ひますので、そこあたりの考えがあらになるのかどうか、端的にお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊信君) 雇用促進住宅につきましては、移転就職者が入居しておられる割合は約二五%ということになっておりますけれども、この新設をやめるべきではないかという御指摘を受けたその背景は、先ほど大臣御答弁申し上げましたが、現在におきましては公共団体の設置する住宅等も大変ふえてきている、こいういったものを背景にしまして、こいういった住宅を直接国が設置、運営する必要はなくなつたのではないかと、こ

いったことで今般住宅の新設はもう行わないというにしたいわけでございますし、これからは地方自治体等にこれを譲渡していくというふうにしていくわけでありませう。

もちろん譲渡ができますまでは新機構においてこれを管理運営するという事です。それから、その間の新しい入居者というものはあり得るというふうには思いますけれども、将来的に一定の枠を確保してこの設置をする、あるいは存続するという事は、先ほど申しましたような理由によりまして今は考えておらないところでございます。

なお、公共住宅等の設置も、事業団が住宅をつくり始めました昭和三十年代には全国で約九十万ぐらゐるという状況でございましたが、平成五年には公営や公団の住宅が約三百万戸近く既に現在は設置をされているという状況でありますから、今後はこういった住居を利用していただくということになるのではないかとこのように考えております。

○谷林正昭君 私の場合は、先ほど言いましたように、短期間、例えば半年間の労働移動だとか、こういうものがこれから恐らく出てくるんではないかというふうに思いますので、例えば自治体に全部譲渡しても、その一部を借り上げるとか、その会社に任せるのではなくて、もちろん料金はもらいますから、そういう枠の確保というものが必要ではないかなというふうに実は思っております。これは将来にわたつての話でありますから、まだまだ議論する余地はあろうかと思っておりますけれども、一つの提案とさせていただきますというふうに思います。

次に、私はきょう少し議論を深めたいと思っております。これは、これからの時代に合った能力開発、こういうものについて、まさに働く人々をどういうふうな能力を活性化させるか。あるいは一方では、そういう人々をぜひ欲しいという中小企業の皆さんやあるいはそういう企業の皆さん、産業の皆さん、そういう人とマッチングしなかったら余り意味がないのではないかなという

ふうには思いますので、そこあたりを少し議論を深めさせていただきます、あるいは御質問させていただきます。また、新しい計画をされております職業能力開発大学校、今二十六ある短期大学を再編成しながら、四年制、あるいは二年二年という計画なのか、そこあたりも含めて何点かお聞きしたいわけでありませう。

やはりより高度な技術や能力を身につけていただくという事になれば、一つは応募資格というものが高卒や高専卒生を受け入れるということも大事かと思ひますけれども、一方では社会に出た人を一定の年齢、これは枠をはめればいいのか悪いのかわかりませんけれども、そういう一回社会に出た人ももう一遍そこで能力開発をさせていたきたい、二年間みつちり、四年間みつちり勉強したいと、こういう方々のために応募資格の考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

訓練の内容、こういうものもこれからの非常に重要なポイントになってくるのではないかなというふうに思いますので、抽象的かも知れませんが、訓練を取りつたり、あるいはその地域に合った訓練機器を取りつたり、そういうものも大事になつてくるのではないかなと思ひますし、一方では、応募資格の関係もあるのですが、夜間大学、夜学といひますか、こういうものも考えられるのではないかなと思ひます。

それともう一つ、四年制と、二年制もそのまま残るとすれば、その四年制と二年制の違い、こういうものも明確に逆に出して、そして地域の方々や国民の皆さんに示していったらよりわかりやすく応募の選定もできるのではないかなというふうに思ひますので、その具体的な相違点などもお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(日比徹君) まず最初に応募資格の関係でございますが、大学校は専門課程と応用課程がございますが、それぞれ入学試験といひますか、

それを行ひます。

それで、専門課程につきましては従前の短期大学校と同様でございます。高校を卒業した方、卒業見込みの方、それから高校を出ていない場合でも実務経験等によりまして必要な知識、技能を有する人々という事でございませう。また応用課程につきましては、専門課程修了者またはこれと同等以上ということで、工科系の短期大学などを出た場合、それからさらにそういう学校に行っていない場合でも実務経験等により必要な知識、技能を有する方を含めてございませう。なお、年齢制限は設けておりません。

それから、社会人の方との関係でございますが、当然社会人の方も入学可能でございますが、現在のところ就職者に関しましては事業主からの推薦による入学というものも設けてございまして、人数的には少のうございませうが、この四月にも在職者の推薦入学で入られる方が何人かおられます。

それから訓練内容でございますが、これも専門課程と応用課程で異なつてございませうが、専門課程につきましては、いろいろな訓練科目のことはさておきますと、全体として申し上げられますのは、生産工程の管理等を行うことができる程度に高度な内容といふことを念頭に置いてございまして、高度で実践的な知識、技能を付与するという観点でカリキュラム等を編成するようにいたしてございませう。また応用課程につきましては、ただいまの専門課程よりさらに高度といふことで、念頭にあります技能労働者の像といたしましては、製品等の生産工程の構築、合理化などを行うことができる、そういうレベルの技能労働者を養成しようといふことで考えてございませう。

専門課程と応用課程の差といたしましては、具体的な差といふことで申し上げますと、今のようにレベルも違ひますのでいろいろな点が違ひますが、特徴的に申し上げますと、応用課程の場合には企画開発能力あるいは応用能力等を付与するといふことを念頭に置いてございまして、生産管理あるいは経営管理、企画開発などの科目を訓練内容といたしてございませう。具体的な差はそういうことにならうかと思ひます。

練内容といひしてございませう。具体的な差はそういうことにならうかと思ひます。

なお、社会人の方々に向けての夜間の訓練等でございますが、確かに在職者の方々等を念頭に置きますと通える時間帯といふことで夜間といふことも十分考えられるところでございませうが、現在在職者の訓練でこれらの短期大学校あるいは大学校におきまして行つてございませうのは、比較的短いものを昼間、あるいは場合によるとや夜にかかるともございませうが、主として昼に短い期間で実施しているのが実態でございます。この点につきましては、いろいろ関係の事業主団体なりとも意見を交換した上でそういうことをやっておりますが、今時点、長期の夜間の課程といふことについてどの程度の需要があるのか、今先生からの御指摘でございますので、今後そういう需要等についても十分留意してまいりたいと思ひます。

○谷林正昭君 どうも済みません。夜間大学の話は通告してはなかつたものでございまして、失礼なことを申し上げましたが、きのう寝ないで考えておつたらこれが出てきたものでございませう。またぜひ検討をお願いしたいなというふうに思ひます。

次に、職業能力開発総合大学についてお尋ねいたしますけれども、今後こういう施設を充実していくといふことになれば当然そこに指導する皆さんの数も必要です。あるいは質というものの重要になつてくると思ひますが、募集人員あるいは将来にわたつての指導人員といひますか、こういう見通しがあればお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(日比徹君) 総合大学校におきまして指導員訓練ですが、課程が幾つかございませうが、普通職業訓練の指導員につきましては一学年二百二十人、それから専門課程、先ほど申し上げました短期大学校等に置かれる専門課程でございませうが、の指導員を養成する研究課程につきましては一学年三十人、それから、応用課程の指導員を養成する応用研究課程につきましては一学年二十人で、総合大学校で養成していくことといたしてお

ります。
 なお、従来、第一期生が卒業しましたのが昭和三十九年度でございますが、以後累積で約五千人ほどが修了者となっております。

今後におきましても、世の中のニーズの変化等に即応できる能力を持った指導員の養成を図るという考えでおります。

○谷林正昭君 これからの人材育成やあるいは能力開発というのが非常に基本になってくるというふうに思いますので、指導員の方々、とりわけ私がおっしゃるのは、普通の大学で文法を習ったり、あるいは、大学で単語を習うということはないと思いますが、黒板に書いたやつを暗記して覚えたりということではなくて、職業能力を開発するということが、指導者とそれを受ける側は心の通い合いだとかスキシッパ的な、手とり足とりという言葉、大変失礼かも知れませんが、そういうものが一番身につくし、将来にわたっても物づくりにしたりあるいは企画をしたりというのは役に立つというふうに思いますので、ぜひそういうスキシッパのできるぐらいの数が要るのではないかとこのように私は思います。

次に、時間がございませんで、議論というよりも質問だけさせていただきますが、応用課程、専門課程、二年、二年というふうに理解をするわけでございますけれども、そのことについて幾つか、要望も含めましてぜひお願いしたいものがあります。

それは、まず何よりも、それが学校についてその地域に合っていないから私にだめだというふうに思います。その地域に合った特徴的なもの、こういうものが必要になってくるのではないかなというふうに思いますし、もし全国でそういう特徴的なものがあれば簡単に聞かせいたきたいと思っております。

もう一つは、地域ということになれば当然そこには産業や企業がありますから、その産業や企業と一緒に研究開発や研修といいますか、技能を磨くといいますが、こういうものができないのかな

そういう訓練の仕方というものは考えられないのかというふうには私は思います。私はあつてもいいのではないかなというふうに思います。

それからもう一つ、こういう時代になればなかなかそういうことをやってみようかなという人は少ないかも知れませんが、逆に今度は、自分の能力はこういうものにあるということ、職人的なかわりといいますが、今でも、どういった情報が発達しているかあるいはコンピュータが発達しているか、例えば金型をつくったり鋳型をつくったりということになれば、これはやっぱり職人の技だということには私は思います。そういうことになってくれば、そういう職人課程のようなものもなくてはならないのではないかな。産業の基礎だということに思いますので、そういうものが今後計画されているのかどうか。特徴的なものがあれば聞かせていただきたいと思います。

もう一つ、二十一世紀に向けていろいろ議論が盛んに言われております。せっかくのこういう機構でありますから、逆に言えばそこからそういう人たちがどんな育っていくかという環境づくりも必要ではないかなというふうに思いますので、そういう起す業、いわゆる独立心あるいは起業マインド、こういうものを喚起するようなあるいは助成するようなカリキュラムを組まれてもいいんじゃないかなというふうに私は思いますので、そういう計画があるのかどうかということ。

それからもう一つは、新産業という言葉がよく使われますけれども、そういう新産業にマッチしたカリキュラムあるいは課程、こういうものも必要だし、人材育成というものは二十一世紀に向けて必要になってくるというふうに思いますので、あるのかどうか。あるいは、そうやってきまして、多くの人がたがそこに応募してくると思えますし、県外だとか、あるいは特殊な課程があればそこへ行きたいという方々もおおいになると思えますので、学生寮というものの充実というのが言われるのではないかなというふうに思います。

そこらあたりの充実とあわせてまして、これはこれからのことと過去のことと区分けしなきゃならぬと思えますけれども、文部省管轄の大学を出た人と、労働省管轄のこれまでにこういう専門的な技能を身につけて、そして社会に出てそこで頑張るといふ人たちのその違いといいますが、企業の評判といいますが、そういうアンケートをとったものがあつたらどういった評判かなというふう

に思っています。
 ちなみに、私的なことで恐縮ですが、私の息子は富山のこの大学を出ました。二年間頑張つて、そして今一生懸命働いております。非常に小さい企業でありますけれども、十何人ぐらいの企業であります。社長にいろいろ聞いていただいて、一生懸命やる気を出して日曜出勤でも土曜出勤でもして今行つております。そういうふうに非常に頑張ることもその二年の間に身につけたのではないかなと私は思っています。

そういう企業の評判、あるいはもつと極端に言いますと文部省との違い、うちの学校は文部省の管轄ではない、この学校はこういう人間を、立派な能力を身につけるといふような広報あるいは運営、こういうものを行うべきではないかな。そして、より明確にそこを目指す人たちの意識や能力を引き出すような、こんな言い方をしちゃう失礼かも知れませんが、とにかく大学へ入って終わりという感覚ではなくて、いざそこへ入つてからおれは一生懸命勉強して技術を身につける、こういう気持ちになれるような、せっかくでありますからそういう機構にしていっていただけないかなというふうに、これは要望になろうかとは思いますが、お願いしたいなと思えます。

それから、現在、先ほど評価の話をいたしました、が、どれくらい卒業生がおいでになるものか、ちよつとお聞かせいただきたいなと思えますし、将来の見込み数といいますが、年間どれぐらい卒業されていくものか、こういうこともお聞きしたいなというふうに思います。

大変恐縮でございますが、たくさん言いましたけれども、時間の都合がありますので、せっかく私の考えた質問、もう四つほどありますので、全部やりたいと思っておりますのでひとつよろしく願います。

○政府委員(日比徹君) まず最初の、地域的特色の問題でございますが、千葉短期大学校におきましては、周辺に空港があるということで、航空機整備科というものが設けられております。また、ことし四月から沖縄の短期大学校が大学校となりますが、沖縄におきましてはホテルビジネス科を、これはこの四月から始めます。

それから、地元民間企業等との連携の問題でございますが、現在、能力開発短期大学校におきましては、地域の事業主団体と共同して、その団体の傘下の企業の従業員に対する能力開発計画をこれは共同して作成しまして、これに基づいて訓練を実施いたしております。能力開発大学校、新たに発足しました後も、そのようなやり方を念頭に置きつつ、在職者の訓練等をやっていくという予定にいたしております。

また、いわゆる職人的な課程ということでございますが、手づくりで行うという形のもの、職人芸だということになりますと、大学校あるいは短期大学校においては直接そういう課程は設けておりません。ただ、物づくりということのための訓練施設でございますので、職人というときに、職業的な生き方、働き方なにかというように、こともよく言われることでございまして、物づくりを通してやはりそういう心構えといいますが、そういうものは訓練していくことになろうかと思えます。また、専門課程、応用課程、ともに実習時間を非常に多くとっておりますので、その課程の中で直接手づくりというようにすることについていろいろ体験をしていくことはあろうかと思えますが、今後十分検討させていただきたいと思えます。

それから、起業家マインドという点でございますが、これはどのような訓練、能力開発を行って

いる場合も共通するかと思いますが、大学校におきましては、応用課程では、先ほども若干申し上げましたが、経営管理あるいは企画開発といった科目を設けるということをしておりまして、そういう科目履修を通じて、業を起すということと、事業経営についてもいろいろとそういう面の能力が開発されればというふうに考えております。

また、新産業分野という点でございますが、新産業分野はいろんな類型があるかと思いますが、決まった形ばかりではなくて、いろんな形で新しい事業を起し、産業を起しがあるかと思っております。そのための人材という面からいいますと、今般念頭に置きます応用課程というものの訓練内容、訓練科目というのは企画開発力なり応用力というものを身につけるということを主眼にいたしておりますので、非常に役立つ人材育成になろうかと思っておりますが、なおこれにつきましては応用課程のみならず、各分野につきましても産業の状況というのは十分念頭に置くべきものと思っております。学生寮のお尋ねでございますが、現在、短期大学校におきましては、これは地域の通学事情等によりましてばらつきがございますが、おおむね訓練定員の四割を目途に学生寮を整備いたしております。大学校化に伴います訓練定員の増に対応するため、今後とも入寮定員の拡大を図るという方向で考えております。

それから、卒業生に対する評価の問題がございました。

これにつきましては、平成六年に短期大学校の卒業生を採用した事業所に対してアンケート調査を行ったことがございます。アンケートの内容は、高校を出た後に一年の課程を持つ通常の短期大学、その他そういう高校卒業後二年の教育訓練機関との比較のアンケートでございますが、詳細は省かせていただきますが、全体的に申し上げますと、仕事に対する理解力、あるいは責任感を持つてできる等々で、良好な評価を得ております。今後におきましては、ただいま御指摘のように、

いわゆる学校教育との違い、技術、技能、実践的なそういうものを身につけるというようなことを十分念頭に置いて広報等にも当たりたいと思っております。

それから、短期大学校の現在までの卒業生の数でございますが、本年三月の卒業生までで累計約三万人となっております。今後でございますが、大学校につきましても今年度から三カ年かけまして整備いたしますので、最終的な数字については現在まだ持っておりませんが、この四月からという平成十一年度におきましては、大学校、短期大学校合わせまして一学年約三千人の定員ということになっております。

○谷林正昭君 済みません。盛りだくさん質問しまして時間がなくなりました。二点お願いします。

一つは、新機構に移行すると同時に本拠地を横浜へ移すということで、一極集中からそれを外れ協力するということになるわけでありますが、それに伴う職員の皆さんの不利益とありますが、そういうことのないようにお願いしたいと思えます。新しい組織に当たって労働条件のダウンだとかあるいは首切りだとか、こういうことのないように、まずは将来的な行政改革の中のいろんな意味での節約だとかあるいは合理化はしなきゃならないと思いますが、ぜひ急激なことのないうように、雇用確保等、労働条件のダウンにならないような手当てをひとつぜひお願いしたいなというふうに思います。

この一点についてまずお聞きして、最後の質問に入らせていただきます。

○政府委員(渡邊信君) 平成九年五月二十七日の与党特殊法人改革協議会におきまして、今御質問の点につきましては、特殊法人等の整理合理化に当たっていささかも雇用不安を招来することがないよう雇用問題に万全を期するというふうに了解をされているところであります。この基本線にのっとりこの改革を進めていきたいと思っております。それから宿舎の点につきましても、十一年度予

算では、本部が移転するわけですから宿舎の確保が必要になります。世帯用四十戸の借り上げをするということで予算に計上しているところでございます。

○谷林正昭君 それでは最後になりますが、私は、せっかくのこういう新しい機構ができるのでありますから、いわゆる高度な職業能力を持った人たちの二十一世紀のそういう労働現場に送り出すという役割は非常に大きいのではないかなというふうに思いますし、生涯にわたってそういうところで身につけたものを働く喜びとして、物をつくる喜びとして頑張られる人たちが育っていくのではないかなというふうに思いますし、そういう人を育てるための労働省としての役割があるのではないかなというふうに思います。

それから、ちよつと質問ができなかったわけでありましても、促進センターが、困ったときあるいは順調なときでもそういう中小企業の皆さんのよき相談相手、こういう場所にぜひなっていたきたいなというふうに思います。

一点だけちよつと。これは私の調査ではわからなかったんですが、実はつい最近富山県の小さな三万何千の市で七十八名の雇用を創出している木工所が倒産をいたしました。そこに当たってすぐ職安の所長さんや市に対して、働く人たちの条件を何とかよくするために事務所を通じていろいろ追跡調査もさせていただいておりましたが、幸いにして非常に紳士的に職安の方でも頑張っていたのであります。感謝したいというふうに思っておりますが、そういうところで出てきたのは、雇用促進センターへ相談に行ったことがない。

あるいは職安へ、いろんな手当あるいは助成金や補助金があるにもかかわらず行かなかった。相談したことがない、相談した形跡がない、こういうことがわかってきましたので、ぜひそういうことのないようにできるだけ多くの広報をお願いしたいなというふうに最後にお願いいたします。何といっても地域産業の下支えをする地味な役割だとは思いますが、この機構を発展させて

ていただきたいというふうに最後に申し上げます。大臣の方で御所見があれば、若干時間をオーバーしまして恐縮ですが、ひとつよろしくお願いいたします。

○国務大臣(甘利明君) この質疑を通じて先生から種々前向きな御提言、御指摘をいただきました。先生の御指摘を踏まえて、より国民のニーズに合った組織として、効率的な組織として運営ができるように努力していきたいというふうに思っております。

○谷林正昭君 ありがとうございます。

○山本保君 山本です。どうぞよろしく願います。

私もこの法律改正については基本的に賛成する予定でございますけれども、しかしせっかく新しい法律ができるわけでございますので、何点かお聞きしまして、遺漏のないようにしていただきたいと思っております。

最初に、この新しい法律を見ますと、これまでの雇用促進事業団法と比べて、さつとお聞きすると、その中からいわゆる福祉施設的な雇用促進住宅でありますとかそういうものの機能を削るというふうに読めるわけでありまして、そういうことであれば前法を改正すればよろしいといううな気がするわけでございます。何か新しい法律にしなければならぬという積極的な理由をお話しいただきたいと思えます。

○政府委員(渡邊信君) 雇用促進事業団の改革は、これは単独で問題とされたわけではなくて、現在あります政府関係特殊法人の全体の見直しの一環として、幾つかの法人とともに、廃止、新設あるいは合併、こういった方向が打ち出されたわけでありまして、この事業団の改革はそういう大きな特殊法人改革の一環であるというふうに理解をしております。

雇用促進事業団につきましては従来から、先ほどから議論が上がっておりますような移転就職者の住宅であります宿舎でありますとか、あるいは福祉施設等の設置を行ってまいりました。それぞ

平成十一年三月二十二日
【参議院】

れ、十四万戸とか二千万所とか、そういうたかな
りたくさんものをつくつてまいりましたが、住
宅につきましては、今や公設住宅も多くなつてき
ているし、本来の入居目的者の入居割合も下がつ
てきているのではないかというような指摘があ
り、また福祉施設につきましても、特に宿泊用の
施設等につきましては、これが民業圧迫になつて
いるのではないかといういろいろな御批判もあ
る。

そういつた事業と同時に、ナショナルミニマムとしての能力開発の事業を行つてくるとか、あるのか、いは事業主の支援あるいは雇用開発の支援、こういふこともやつて、いろいろな分野の雇用のためめ、その支援というものをやつてきたわけでありましたが、前二者につきましては、先ほど申し上げましたようなことから、もう新設はやめたらどうだろうか、既にあるものも譲渡したらどうかというふうな議論があつて、今般の法律の改正というふうになつたわけであります。

そういう意味では、これからますますその機能の充実が期待されます。能力開発あるいは事業主の支援あるいは労働者の失業なき労働移動の支援といった業務に特化をしてこれからやっていくということでありまして、この事業団が単に前の見直しではなくて、これからの社会情勢に真に必要な事業に絞ってこれからやっていく、そういうた姿勢を示す意味でも平成九年の閣議決定があつたのではないかというふうに理解をしております。そういう意味で、法形式としては一部改正でもできたかもしれませんが、私どもとしましては閣議決定の趣旨も踏まえて、新しい法律として、新生事業団といえますか、新生機構、そういうた趣旨をよく国民にわかりやすい形でお示しをするというふうな気持ちも込めて新法で提案をしているところでございます。

○山本保君　今の非常に何というか事務屋的な説明だと思うんですね。大臣、こういう法律をつくるというわけですから、確かに現実には削る方だけで、それ以外に新しいことというのはほとんど

どまだないですから、だから今のように抑えた説明をされるのはわからないわけではない。しかし、やはり新しい法律をつくるということになればその目的等に変化があるのか、そしてその意義は何か、こういうふうに見なくちゃいかぬと思うんですよ。

それで、私は両方の法律を素直に読んでみま
と、第一章第一条に目的がありまして、旧法の事
業団法では「技能の習得及び向上」と、「技能の
習得」、ここのいうのが基本チームになっているわ
けです。今度の法律では「職業能力の開発」と、
ここに大きな違いがあるというふうに読めるわけ
です。私も一応教育学の勉強をしてきましたので、
この二つの意味というものの、この二つの違い、局
長、この辺についてももう少し説明してください。
○政府委員(渡邊信吾) 従来から雇用促進事業団
におきましては、離転職者のための訓練、あるい
は在職者のための訓練というのを行っておりまし
たが、近年、技能の向上等に伴いまして、日本の
産業の先端を担うような技能習得、これは技能習
得といえますか能力開発といえますか、そういう
訓練をするということで短期大学の設立をする
、あるいはさらに、先ほどからお話があります
が四年制の大学の設置をするということで、離
転職者のための訓練、そういったものに加えまし
て、国の最先端を行くような技術、技能の習得を
目的とした能力開発というものを行ってきてい
るわけであります。

そういうことで、私どもとしましてはより積極的な意味合いを持たせるために、この目的の第一條におきまして、職業能力の開発、向上を促進する、こういったものを目的にして新しい機構を創設するというところでございます。

○山本保君　時間が余り要るともったいないの
で。

出てきます。「より広範な職業能力」であるとか「最新の知識・技能・技術」であるとか、先ほどの谷林委員のお話にあったように応用であるとか研究であるとか、そしてこの考え方の中にははっきりしています。今までのOJTとかオフJTではない、つまり企業内の能力付与ではない、技能付与ではない、個人の能力を高めるんだと、こういう意味がこの法律にはあるというふうに私は読むべきだと思っておるわけです。

それは結構だと押さえた上で、しかしさりながら、そうならば先ほど谷林さんが言ったことと同じような問題を違う言い方でちよつとお聞きしたいんです。

大臣 ちよつとクイズじゃないですが、例えば、深く専門を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成するという、こういう施設は何だと思いいですか。ちよつと難しいんですが。

○ 国務大臣(甘利明君) もう一回言つてくださ
い。
○ 山本保君 深く専門を、何をというところと
あれですが、深く専門を教授研究し、職業または
實際生活、まあ職業でいいですね、職業に必要な
能力を育成する。——ちよつとこれは難しい。も
う少し易しい方を聞けば、例えばこういうものも
あります。深く専門の学芸を教授研究し、そして
応用的能力を展開させる。これは割と簡単だと思
います。

○國務大臣(甘利明君) ちよつと印象的に言う
と、大学院か何かですかね。

○山本俣君 大学院の場合は深奥という言葉が、昔のうんこのうというのがありまして、今申し上げた後の方は大学なんです。大学にもう既に研究とか応用と出てまいります。最初に申し上げたのはいわゆる短期大学なんです。学校教育法に言う短期大学が職業に必要な能力を育成する、深く専門を教授研究すると。もちろん言い方とか細かい術語はちよつと違いますけれども。

しかし、こう考えてきますと、今度の目的というものが、一企業内における技能の付与というも

のから、広くその方の職業的な能力、総合的な能力、先ほどのようなお話がありましたように、一会社におけるラインの中の能力ではなくて、いろんなさまざまなところへ行くんだ、これから労働者というのはそういう状況になるんだと、こういう大きな流れの中でそれに役立つものをつくらう、こうおっしゃっている。

こうなりますと、実はそれは今の、實際がどうかということは別として、法律で言えばそれは公教育における大学とか短期大学とか、もっと大きいので高等専門学校とか、こういうものの目的とまさに重なるわけなんですよ。

私はここは質問というよりも、だからやめろと言っているんじゃないんです。だったら、一般の労働省がやっておられるものはたかだか数千人のレベルです。大学はその百倍です。こういうところでやっている今までの教育のあり方についてもっと労働省は発言すべきではないか。自分なりの箱物でやるんじゃないくて、もっと今ある学校教員有全体を変えていけるように発言すべきではないかと、私はそういうことが言いたいわけですよ。

そこで、その中で一つだけ具体的に、そういうことを考えますと、例えば今回の総合高等学校でもいいですし、短期大学校、大学校でもいいんですが、その研究というかまたは教授と言われるその質が問題になってきます。そうしますと、今度はその中でやっておられる方、教えておられる方、研究にかかっている方、応用をやっている方、こういう方がいかにその能力を高めているかという客観的な指標というものを出不さないとけないわけですよ。

それで、この事業団では今までまたは今後、何かそういう例えば研究紀要であるとかまたは研究の学会発表の水準を高めるとか、または授業内容についてシラバスというようなものをつくって公開するとか、こうやってこの中で働いておられる教官の方たちがもつともつと力をつけられるようなことはやられることがあるのかということをお聞きしたいんですが。

○政府委員(渡邊信君) 能力開発機関におきまして指導員の能力アップは大変大事なことでございまして、これにつきましては、現在ももちろんそんなんですが、一定の技術水準、教育水準等を備えた方について免許を与えるということで、そういったカリキュラムを組んで指導員の方の育成を行っているところであります。

ちよつと今担当局長がおりませんので、今後の明確な方針はよくわかりませんが、先生がおっしゃったような学界に対する寄与、あるいはそのことによります自身自身の知識、技能の向上、そういったことは当然必要なことだと考えております。

○山本保君 ぜひこれは労働省という役所がもつとつと緊張して出ていってほしいと。私は縁あってこういう委員会に入らせていただきましてので、ぜひやっていただきたいなと思っております。

ちよつと今度は細かい話になりますが、先ほども話のありました今度の移転用の宿舎でございまして、十二万戸近く、三十八万人というふうに関しておりまして、私の出身の愛知県が見ますと全国で一番数が多い。そして、その中でも特に見ますと、暫定的にこれは利用するんだと、こういうふうにあるという方の割合もこれは全国一ですし、総戸数の中で一〇%以上なんです。戸数が、愛知県内にあるのが一割以上を占めているというふうなことです。このような現状。

そしてもう一つ具体的に言いますと、例えば名古屋市の港区というところに、港湾労働者用のものだと思うんですが、実はたくさんございまして、周りの市営住宅はほとんど今高層化して、非常にきれいな公園の中という形になっております。その一角にまさに残り残された感じであるのが、行ってみるとこれがこの住宅である。これまた国が割と法律に基づいてやっているということから、でも難しかったんじゃないかと思うのが、何か残務整理のような形になって、そしていらない

土地であるとか貸借関係が非常に複雑なんですよ、聞きますと、法律もいろいろあつて。うまく本当にいくのだからかという心配をしておるんですけれども、その辺についていかがでございませうか。

○政府委員(渡邊信君) 譲渡につきましては、譲渡先は地方公共団体が主体というふうを考えておりますし、そのために財政上の問題とか、今お話のありましたいろいろな問題を含めて協議を進めていかなければならないというふうに思いますが、特に居住者との関係で言いますと、この住宅にも基本的に借地借家法の適用があるわけですから、所有者が変更になったというだけで居住者の権利義務に直接的な影響があるわけではございません。

確かにまだ具体化しているわけではありませんので、そう詰めていくわけではないんですけれども、いろいろな問題が生じてくると思ひますが、自治体あるいは居住者の方々と話し合いをしなからその辺を進めていくことになるのではないかと、いふふうに思っております。

○山本保君 何かもう法律にないものだからというわけでもう地域でやってください、こういうような形ではなくて、積極的によりよい手続といひますか譲渡が進むようにお願いしたいと思っております。

それから、今度ちよつと法律とは直接かわらない、この中の仕事について、先回の委員会でもあつたことをもう一度お聞きしたいんですが、事業団の中の仕事で中小企業雇用創出人材確保助成金というのが昨年の第三次補正で大分ふえたんだと思ひます。あのときにも質問したわけですが、現場に行つて聞きますと、非常に使いにくい。一たんこれをとろうと思ひましたら、まず県庁へ行きましたら、県庁の方はまず雇用センターの方へ行つてとれるかどうかちよつと聞いてくだささい、大体見せてやつたらもう一回うちへ来てくだささいと。行きますと、今度はここに書類を書い計画をつくつてくだささいと。それを出して、そう

するとそれが通つてからも一回また雇用センターへ行つて、通りましたよと、こういうふうに行つていく。

何かこういう手続というのは、最初につくったときには、そんなもので出すんですからよほど厳密にしなくちゃいけないかもしれませんけれども、もうそろそろ、会社の創出計画ですから、こういうふうなものには全く形式に墮しているんじゃないかという気がするんですけれども、改善はお願いできませんか。

○政府委員(渡邊信君) この中小企業労働力確保法は労働省と中小企業庁との共管法律でございまして、中小企業における労働力を確保するための改善事業は、雇用労働面だけではなくて、経営面につきましても中小企業庁の方でいろいろと支援をするということになっております。

例えば中小企業信用保険法の特例でありますとか、中小企業近代化資金等助成法の特例とか、こういったことも中小企業労働力確保法の中に規定してあるわけでございまして、中小企業を経営面、労働面、雇用面といひますか、そういう二つの面から支援をするという法律になっていくわけでありまして、この法律の四条にも、改善事業についての計画を事業主がつくるわけでありまして、その一環として、改善事業の実施するために必要な資金の額やその調達方法についても計画を出したいだくといふふうなことになるので、その中小企業がそういういった事業を行うのに十分な資力、体力を備えているかどうかのチェックをするということになつていくわけでありまして。

そういう建前と、実際の手続運用が大変面倒くさいではないか、行つたり来たりするのではなにかという問題は、またおのずと別のことだらうと思ひますが、雇用促進センターにおきましてはその計画の提出についても事業主の相談に応じるというふうにしております。

そういうことですから、今御指摘になつたようなことも踏まえながら、これから手続の簡略

化といひますか、効率性については十分と指導していきたいと思います。

○山本保君 そのとおりで、つまりそういういろいろなものが要るんだ、それは認めるんですよ。だからなしにしろと言つてはいるんじゃないんです。今、局長は自分でもう答えがわかりだと思ひますが、つまりそのときに知事に出すということの仕事を雇用センターが委嘱されてやればそれで終わりです。実際そのことを判断する能力はセンターにあるんですから、おっしゃつたとおり。県の方にはないわけですよ。だったら、もうその仕事をおろしておけば、その場で相談を受け、そしてそこで書類を書き、それで終わるじゃないかということを書いてあるわけですよ。県の方にいへば、何カ月もまた待たされまして、二カ月、三カ月、そして出てくるそうですよ。ですから、ここはぜひお願いしたい。

そうすると、もう一つ今度は、大臣が頑張つてつくられた中高年労働移動奨励金、これはそれがいい。そんなことなしで今度は企業主同士で相談しなさいということですから、この二つの落差がいかに大きいんですね。私は、この方式もいと思ひますが、ちよつと心配なのは、先般の質問で谷林委員が言われたことと私も同じ観点なんですけれども、職業安定所を通らずにこんな企業主同士でやつて本当に労働者の利益は守られるのかどうか、権利は守られるのか、非常に心配なんです、この辺はどうですか。

○政府委員(渡邊信君) 失業なき労働移動の件についてですけれども、これは、失業を経ずに出向とか再就職あつてんで雇い入れる事業主に一定の助成を行うというものでございまして。

その支給事務は雇用促進センターで行つて、そこでもちろんチェックをしておるわけでありまして、けれども、ただその際の要件としては、受け入れる方の事業主が自分のところは事業主都合で解雇して、それで助成金をもらつて受け入れるというふうなことでは趣旨に合いませんから、そういうことは要件に該当しない、そういうものが

ある場合には除外をするということにしているわけでありまして。そういった点についてはやはり安定所がみまないと、なかなか受け入れ先事業の状況等がわかりませんから、その点については安定所も相談に応じるということにしております。昨年十二月にそういった趣旨の通牒を都道府県知事に発出しておりまして、安定所でも促進センターの意義に応じるように指示をしているところでもあります。そういった意味では、安定所もこの仕組みの中に一部かんでおるところでございます。

○山本保君 ただ、それにしても、その前提に労働協定の協定があればいいとかまたは本人の同意があればいい、こういうふうな決められているわけですから、当然そちらの方があれば問題ないよというところになるような気がして、ちょっと私、老婆心ながら心配なところがあります。

片方では、先ほどのように全く意味のないようなことで書類を整えておきながら、もう片方では何か全くその辺は簡単にしようというところについて少し考えていただきたいと思うわけですが、時間のこともありますのでその次に移ります。

実は、今の中小企業雇用創出の方について、局長の説明の中にも、実はこれは通産省との共管であって、そして企業経営自体について通産省の方が法律で絡んでいるという説明があったわけですが、そうしますと、今度、ちょうどきょうですか、通産省の中小企業経営革新支援法という法律が、大臣よく御存じだと思ふんです。この法律は、こは委員会が違ひますけれども、読みますと、また説明、背景等を考えますと、中小企業のあり方について国の支援の仕方が大変換する。この法律について労働省はどういうふうに関与したんでしょうか。

○政府委員(渡邊信君) 法案についての協議を受けております。

○山本保君 私は、これはできるかどうかは別として、この前の実はいわゆるNPOについて、雇

うときについても、労働大臣と通産大臣と予算委員会でもやりましたように、労働省はちょっといかにも向こうの、通産省のものについては共管だ共管だといつて縛られて、さっきのような書類もつくらなくちゃいけない。今、労働者が一番関係ある中小企業の経営が変わっていく、大変な変化をする、言うならば今まで構造の弱いところを中心に対応しようというところではないか、何か経営革新だといつて言葉はいいですが、下手をすれば強いところはどんどん弱肉強食になる可能性もあるような大変換、大転換です。

こういうときに、労働省はただ協議を受けたというのではなくて、例えば共管の法律にできないとか、中身についてもうとそれに口を挟むことができないのかということも気がするわけですが、けれども、大臣、この辺はいいかでございますか。

○国務大臣(甘利明君) 私も長いこと産業政策をやつてきて、そして今雇用政策といいますが、労働政策を担当しております。労働省は二十世紀には厚生省と一緒にやっていたわけですが、行革の協議の中では産業政策と一緒にという意見も少数ながらあったわけでありまして、どう組んでいくかということとは正直いろいろ考えていたところでもあります。

それぞれが本来業務の部分と省際業務といいますが、役所間ののりしろ部分といいますが、その部分、いろいろあると思ふんですが、今回の労働法の改正についてはかなり産業政策に踏み込ませていただきましたので、これは言つてみれば、通産省とののりしろ部分を従来よりかなり幅広くとつた。そこで一緒に考えて組み立てる。

経営革新法は産業政策の、向こうの本来業務でありますから、こちらでそこまで我々が関与しているのはなかなか言いづらいところではありますが、しかしただ、経営革新法に基づいていろいろなことが行われるわけでありまして、その結果として新分野に進出したとか、あるいは事業部を独立して分社化したとか、そのときにはまさに我が方とかかわってくるわけでありまして、そこま

でくるとのりしろ部分にかかわってくるわけでありまして、そこは一緒にやらせてもらうということとありますから、純粋に我々の分野の政策、純粋に産業分野の政策、それが交わってくるところは一緒にやりましょうという感覚でやらせていただいております。

○山本保君 もう時間がないので終わりますけれども、一つだけ。

余りの話ではないんですが、今、事業団六人の理事ですか、見ますと、五人が各省のOBである。今度また理事の数も減つてくると。なるべくこういうことはなくした方がいいんじゃないかなという気がするわけですが、じゃ一体どうするんだ、おれたちはと、こうなるわけで、大臣どうですか。せっかく能力を持った官僚のトップになつたような人たちが、まさにさっきの起業で、新しく会社を起すことというふうなことになるにきにそれを応援するような法律をつくつてですね。役所の天下りのいろいろな事業団に、もうせっかくのことが、決められたことだけしかやらない。行つてごらんになればわかるように、上から下まで昔の役所の序列のとおりそのままずらつと並んでおる。何か非常に僕はいそがしい感じがしてしょうがない。もつとそういう方たちが自分の力を出せるような道を考えたらいんじゃないかなということ。

○国務大臣(甘利明君) 私は官僚の方々には非常に優秀だと思つております。それは、リタイアされた方をいろいろな分野で活用していくというのが日本の活力になると思ひます。先生のように政治の分野で頑張っておられる方も、これは政治にとつていいことだと思ひますし、それから関係団体もさることながら、さらにおっしゃつたように民間で能力をうんと発揮できるようにどうしていくかと。

今まで官と産業界とか、産学官の連携というのは、私は昔からいい意味での癒着はほとんどないとは思ひたいということを言つておつたんですが、なかなか社会の雰囲気として連携と癒着というのがどうも一緒に論議されて、なるべく近づかない方がと。アメリカはこれをうまく使っているわけでありまして、公立大学の教授がいきなりあした社長になつていたり、そういうことはあつていいと思ふんです。官僚の優秀な能力を民間企業に、企業というのは従来ある企業と起す起業と両方含めていかに活用していくか、これは大事なことで私も正直思つております。

○市田忠義君 日本共産党の市田です。今度の法案の一番大きな問題の一つは、雇用促進住宅の問題だと思ひます。そこでまずお聞きしたいんですが、現在全国で雇用促進住宅というのは何戸保有して、そこに何人住んでいるか、御説明ください。

○政府委員(渡邊信君) 平成九年度末の現状でございますけれども、運営戸数は十四万四千三百二十三戸でございます。入居戸数は十一万七千七百九十二戸、入居率が八三・一％ということになります。入居者数は、これは推定ですが、約三十八万人だと思ひます。

○市田忠義君 移転就職者用の住宅需要というのは、以前と比べて確かに少なくなつてきていることは事実ですが、それでも先ほど谷林委員の質問の中でも明らかにされたように、全体の二五％は今も占めておる。かつての石炭産業のようなことはなくとも、これから産業構造の転換に伴う労働移動というのは十分考えられるわけですから、そういう意味では移転就職者用の住宅提供の意義というのは現段階でも小さくないというふうに思ひます。

それで、この業務から撤退するにしても何らかの代替措置を検討すべきではないかというふうに思ひますが、いかがですか。

○政府委員(渡邊信君) この住宅は、現在十四万戸設置をいたしまして、不況産業からの産業間、地域間の移動について大変大きな貢献をしてきたと思ひますし、また近年では自治体において工業団地を造成されて、そこへ企業誘致をする、その際の住宅というふうな事情で自治体からの設置要

望も大変あつて今まで設置してきたわけでありましたが、ただ、この住宅について指摘をされてきたことは、現在では既に往時とは比較にならないほど公営住宅等の件数もふえてきていて、国が直接住宅の提供を行わなくても住居というのは確保できるのではないだろうか、こういった議論もあるわけでございます。

先ほどもちよつと申し上げましたが、この事業団が住宅建設に着手いたしました三十年代には公営住宅というものは九十四万戸ぐらいいしかございまして、現在ではこれは三百万戸近く公営、公団住宅等が設置をされているという状況でございますから、譲渡がうまくいきますまでの間は新機構においてはこれを管理いたしますが、譲渡後におきましては、移転就職者用の宿舎という意味では、こういった公営等の住宅を活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

○市田忠義君 何らかの代替措置を検討すべきだということ強く要望しておきたいと思ひますが、今度の法律はこれまでの雇用促進住宅を譲渡すると、どこに譲渡するんですか。

○政府委員(渡邊信君) 雇用促進住宅はもと自治体に土地の造成等まで完了していただいて、それを事業団で購入をいたしまして住宅をつくつたと。二五％、これは平均の数字ですけれども、移転就職者二五％以外の方はその地域の勤労者の方がいわば員外利用のような形で入居しておられるというふうなことを考えますと、やはり地元の自治体に譲渡するということが中心にならうかと思つております。

○市田忠義君 中心だということ、自治体以外もあるということですか。

○政府委員(渡邊信君) 例えば工業団地でこれを共同で購入したいというふうなことはあり得るかもしれませんがとは思つております。

○市田忠義君 この雇用促進住宅というのは雇用保険財政で建てられて維持されてきたいわば国民の貴重な財産だと思ふんです。もし仮にこれが民

間不動産業者などの手に渡つて、利権の対象にされるというふうなことになるは大変だと思ふんです。

譲渡する場合に地方公共団体を原則とするということをどうして明記しなかったのか。明記しないでも心配ないということをお約束できますか。

○政府委員(渡邊信君) 譲渡先にはいろいろなものがあると思ひますし、また例えば大変古くなつて利用率も低いというふうなものについては用途廃止ということもあり得るわけでございます。具体的にとどこに譲渡するところまでは書き込めませんが、住宅設置の経緯、趣旨からいいますと、当然自治体を中心になるということ運営をしていきたいと思つております。

○市田忠義君 譲渡の手続はどうなっているか、説明していただけますか。

○政府委員(渡邊信君) この改正法が成立しました場合には、住宅の設置してございます全自治体に対して意向調査を行いたいと思ひますし、購入の意向があるという自治体につきましては具体的な協議を進めて、複数の鑑定も入れた上で譲渡手続を進めるといふことで考えています。

○市田忠義君 移転手続についてフローチャートで示されているわけですが、これによりますと、そこに現に住んでいる住民の意思確認の手続について何も書かれていない。国の都合で大家さんがかわると。住民に何の説明もないというのは私は民主主義に反すると思ふんですけれども、きちんと住民にこういう理由で大家がかわるといふことについて事前に説明すべきだと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(渡邊信君) 今、委員御指摘の点はどう当然のことだと思つておられますので、譲渡に際しましては住民の方に十分な御説明を行いたいと思ひますし、また借地借家法の適用があるわけでございますから、所有者がかわつたというだけでは住民の方の権利義務に直接の影響はないというふうに考えております。

○市田忠義君 今の答弁どおりやっていたら

いと思ふんですが、このフローチャートを見てみますと、どこにどんな形で譲渡されるのかについての住民の意思を聞くということにはなっていない。自治体の意向調査はやる。これは退去促進業務の推進というところで住民の意見を聞くということになつてはいるわけですが、自治体に対する意向調査と同時に住民に対する意向調査もやるべきだと思ふんですが、それは確認していいですか、先ほどそうおっしゃつたというふうに思ふんですが。

○政府委員(渡邊信君) 譲渡に際しましては、地元自治体だけでなく住民の方への、居住者の方への十分な説明会を行いたいと思ひます。ただ、どこに譲渡するかについて住民の方の意見を聞くということまでは恐らくならないのではないかとと思ひます。

○市田忠義君 しかし、どこにどう譲渡するか、だれが大家になるかということはやっぱ大変心配なわけですから、事前に自治体の意向だけではなくて実際にそこに住んでおられる方の意見をよく聞いた上でやるということについてはいいですね。

○政府委員(渡邊信君) 十分説明を行いたいと思ひます。

○市田忠義君 長い間雇用促進住宅に住んでいる人というのは、確かにこの住宅の趣旨には必ずしも合わないけれども、それなりの事情があつて長期間居住している人々であるわけですから、これらの人々たちにとってはふるさとを離れて既にそこが事実上第二のふるさとなつて、この住宅で子育てを終えて、老後を迎えて、ついの住みかとなつて人々が住んでいると思ふんです。

そういう人たちの事情を考慮して、むやみに追い出すということはあつてはならないと思ふんですが、その辺の考慮はいかがですか。

○政府委員(渡邊信君) これは私もどうこう考えるというよりは基本的に借地借家法の規定の適用でまいりますので、所有者がかわつたというだけで退去とかそういうことには当然ならない

わけでございます。

○市田忠義君 古くなった住宅などでそのままで譲渡できないところは、住居の移転などの問題も当然起こると思ふんです。そこでお聞きしたいんですが、そういった場合には責任を持つて代替住宅のあつせんをやるべきだと思ふんですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(渡邊信君) 近隣の公営住宅に関する情報提供とか、そういうことは当然行つていく考えでございます。

○市田忠義君 その際に、現在の家賃に比べて急激な負担増にならないように例えば家賃の補助を行うとか、何らかの措置を講ずるべきだと思ふんですが、どういう措置を講じられるつもりか御説明ください。

○政府委員(渡邊信君) やむを得ない理由で移転する場合に移転費用をどうするか家賃の差額をどうするかというところは、あくまで大家さんと居住者との特約事項になります。現在も雇用促進事業団と入居者の間にはそういう特約はありま

せんし、そういったことをこれから何か補償するかそういう考えはありません。

○市田忠義君 国の都合で大家さんがかわつてそこを出なければならぬ、そういうときに、例えば家賃が上がる場合に負担増にならないような考慮もしないということになればそれは無責任だろ

うと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(渡邊信君) この点は、先ほどから申し上げておりますように、借地借家法の適用を受けて所有権者がかわつたというだけで住んでいる方が出ていかなければならないということにはならないわけでありまして、譲渡即退去という

職者用宿舎はもと一年ないし二年間の短期の本来の住居を見つかるまでの住居ということで設定をされているわけでありまして、最初に入られた方がずっとおられるということでは次の移転就職者が入居できないことになるわけでありまして。

そうはいいまして、実態としてはかなり長期の方がおられるわけでありまして、そういった方については二年後あるいは四年後というふうに入居を上げておられるということでも現在入居しておられるということでもございまして、もともこの住宅は本来短期の移転のための住居ということとで設けられているわけでありまして、先ほど申し上げましたように、移転のときの移転費の補償とかそういったことももちろん事業団と入居者の間には約束はないわけでありまして、今後ともそういった運用になろうかと思っております。

○市田忠義君 長期に入っているというけれども、家賃も取って現にそこに入っていることを認めているわけですから、国の都合でそこを出なければならぬという場合に、当然最初に約束がなかったとしても考慮を払うべきじゃないですか。○政府委員(渡邊信君) この点は、借地借家法の適用で建物の引き渡しを受けている住人は所有者がかわりましてそのことによつて入居について何か不都合が生じるということはないわけではございますから、所有者がかわつたので出ていかなきゃならない、直接的にそういうふうになるとは思っていないわけではございます。

○市田忠義君 では、別の問題に移ります。今度の新しい機構の一つの柱である能力開発に関連して、一点だけお聞きしたいと思つてます。公的な職業能力開発のほかに、企業などでは独自の能力開発が行われています。ところが、最近、リストラ、人減らしのために能力開発の名前が使われている例がたくさんあります。

先日、私がこの委員会でも提起した東芝、人材開発センターという名前の場所に労働者を配置がえして、東芝富士工場の間接員、管理職、これを

対象にして人材開発センターへ配転する。このセンターで能力開発をやつて、引き続き東芝で働くのかというふうなことでなくて、一年以内に自分の就職先を探さない、それができなければ東芝関連派遣会社に転籍をさせて派遣労働者にするというところで事実上会社から追い出す、そういうステップのために人材開発センターというのがつくられていた。

私がこの質問をしましたら、セガ・エンタープライゼスというテレビゲームで有名な会社の労働者から訴えがありました。

驚くべき話なんですけれども、それによりますと、リストラの対象者を、かつては新規事業開発室と呼ばれていた、今はパソコンルームと言うそうでしたけれども、パソコンルームという隔離部屋、独房のようなどころです。四畳半ぐらいの部屋に配属する。部屋には窓はない。長机といすが置かれていて、机の上には内線電話が一つ置かれていて、ただこれ、ここに一日じゅう何ももしないでじっとしていろと、こういう形でそこに配置がえになる。

私が会つた人は、昨年十二月七日、いわゆる肩たたきをされた、それを拒否したら三日後の十二月十日に、配転先が見つからないので決まるまでここにいてほしいと独房のようなパソコンルームへの異動を命じられたと。辞令書に何と書いてあるか。ここにそのコピーを持ってきましたけれども、朝八時半から五時十五分まで、次の配置先は決まっています、連絡は人事部がやるけれども、何もしてない、その部屋ですつとおれという辞令であります。そのパソコンルームには私物を持ち込んでほしくない、外出するときには人事部へ電話連絡すること、これはもちろんのこと、みだりに職場を離れないこと、これが辞令書に書かれていて、内容なんです。その労働者が耐えられなくなつて、みずから退職を申し出るのを待つと。

この方は、こういう仕打ちにはひどいというので会社に対して抗議をしたが耐えていたら、ことしの一月二十六日、このままではちが明かないので三月三十一日付で解雇したいと退職勧告を突きつけ

られた。労働組合が、仕事の取り上げは精神的な打撃を与えるリンチのようなものだ、そう抗議したら、二月十八日、一方的に解雇を通知してきた。と。解雇通知書をここに持つてきたんですが、何と書いてあるか。パソコンルームの部屋に閉じ込めておいて一切仕事をやらせないでいて、労働能力が劣り、向上の見込みがない、したがってあなたを解雇する。仕事もさせずに独房に閉じ込めておいて、あなたは能力向上の見込みがないから解雇する。

実際に日本でこういうことが、今挙げた例だけではなくていろいろなところでやられている。これはスパという雑誌の最新号、三月二十四日号なんです。が、「リストラの嵐、バブリーマンを直撃」という特集記事が載っているんです。パブルのときに採用された二十八歳から三十四歳の大量採用組に「ついに魔の手が」、「退職に追い込む理不尽な人事が始まっている」という特集なんです。週刊朝日の最新号によりますと、「露骨セクハラ、シカト地獄、仕事干し」、要するに仕事を与えないで、いじめ解雇というのがいろんな企業でやられている。能力開発という名前で行うことが、先ほど東芝の例を出しました、あるいはセガ・エンタープライゼスでもそういうことがやられている。

私は、こういう人権侵害とも言うべきひどいやり方はやっぱり調査をして是正させるべきだと思ふんです。監督機関の臨検監督の中でも特にこういうことがやられていないかしっかり監視させて改善させるべきだと思ふに思いますが、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 先生が御指摘の件が事実であるとするならばこれはゆゆしき事態だと思ふに思ふ。配転とかあるいは出向あるいは退職に關して、これらをめぐむ問題に關しましては、まず基本的にそれは労使でちゃんと話し合つていただくということで合意を形成してもらいたい。いろいろトラブルる案件については、さきの基準法改正で基準局長が相談に乗るということに

なっておりますから、当事者から申し入れていただきたというのが基本的な考え方でありまして、そうした場合には適切な助言を可能な限り行つていきますということでもあります。

ちよつと私が答弁していない部分について、何かがついたことを言つていただきます。

○政府委員(伊藤正平君) 御指摘のようないろいろ、例えば整理解雇等々が伴う事業につきましては、もし問題指摘があれば、私ども情報収集に現地の労働基準監督署が努めておるところでございます。そういう過程から出る労働基準法上の問題等があれば適切に指導してまいりたいと思つております。

あわせて、そうしたケースのみならず、一般的に私ども今までの解雇をめぐる判例法理あるいは整理解雇をめぐる判例法理等についてはパンフレット等も最近新たにいたしまして、各事業場等への周知に努めておるところでございます。そうしたパンフレットの中では、このたび改正労働基準法によつて設けさせていただきました、個別の解雇等をめぐる紛争があつた場合には当事者の求めに応じて事実関係を整理し、今までの判例法理等に照らして助言あるいは指導を行つて早期に解決を促していく、そういったシステムの活用も織り込んでおりますので、そういった体制をしいて個別の事案については対応をしていきたいと思つております。

○市田忠義君 私が紹介した例が事実だとすればゆゆしき事態だということをお聞きしたわけですから、積極的な監視と是正のための、そういう事実がある場合きちんと是正をさせるというために積極的な具体的な行動をとられることを望んでおきたいと思ふます。

最後にもう一問だけお聞きしたいと思ふます。先ほど雇用促進住宅の問題についてお聞きしたんですが、もう一つ、福祉事業についてお聞きしたいんですが、この事業はどういう目的でつくられ、続けられてきたのか、簡単に説明してください。○政府委員(渡邊信君) 福祉施設につきましては

は、特に中小企業においてなかなか福祉施設を持つことは難しいというような実情を踏まえまして、中小企業の勤労者を中心として勤労者の体育、スポーツ、研修あるいは宿泊、こういった用に供するために設置をしてきたものでございます。

○市田忠義君 その目的はもう達成したというふうに判断をされているんですか。

○政府委員(渡邊信君) 企業がそれぞれみずから福祉施設を設けるということは実際にはなかなか難しい問題がございまして、大企業におきましてはこれはかなり普及しておりますが、中小企業では現在でも普及率は二、三割かというふうに思いますので、中小企業勤労者がこういった施設を利用する、そういったものが世の中にあるということとは大事なことでありうというふうに思います。

○市田忠義君 先ほど説明がありましたように、大企業と中小企業との間の福利厚生施設の格差、これは依然として開いたままだと思ふんです。それで、福祉厚生施設を労働省が雇用促進事業団に運営させてきたというのは、中小企業の労働力の確保という目的のために、大企業との待遇面での格差を埋めよう、そういう政策意図があったからだと思いますが、企業規模別の保養所の設置状況、わかっていますか説明してください。

○政府委員(渡邊信君) 保養所を単独で設置運営をしております企業は、従業員一千人以上の大規模な企業で約六割でございますが、それより規模が小さくなりますと約二割から三割というふうな状況でございます。

○市田忠義君 労働省が一九九四年に調査された労働者福祉施設・制度等総合調査報告、これによると、一千人以上の規模の企業では九割、三百人から九百九十九人では七七・八%、百人から二百九十九人では五五・六%、三十人から九十九人では三三・八%というふう聞いていますが、これは先ほどの数字とどういう関係になりますか。

○政府委員(渡邊信君) 単独で設置をしておるのは先ほど申し上げたような数字でございますが、そのほか共同で設置しているもの、あるいは

民間のところと利用契約を結んでいるもの等ありますので、そういったものの計かと思ひます。

○市田忠義君 いずれにしても、大規模な企業ほど保養施設をたくさん保有している、これはもう明確だと思ふんです。

それで、先ほど言ったように、中小企業と大企業との間の格差が依然として顕著なものがある。労働省がこの事業から撤退するというところで、中小企業に勤める労働者の権利や厚生にマイナスがあつてはならないと思ふんですけれども、どういう措置を講じられるつもりか、最後にそれだけお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(渡邊信君) この福祉施設につきましては、住宅と同じように地元自治体への譲渡ということを中心に考えていきたいと思ひますし、譲渡を受けた自治体も同じく、ほかのものに転用するということではなくて、できれば従来どおりの使用目的で使用していただきたいというふうな思ふわけでございます。ただ、公立のスポーツ施設等が現在では全国に六万カ所ぐらい設置を既になされておるといふことでありますから、自治体としてもいろいろな施設を既に所有しているというところになると思ひますので、そういったものの一環として利用していただければありがたいというふうな思ひます。

○市田忠義君 時間が来たので終わります。

○大脇雅子君 今回、雇用促進事業団から雇用・能力開発機構へと業務が承継されたわけですが、その際、業務の精査を行ったと言われるわけですが、住宅の建設、管理運営の事業のほか、能力開発事業に關してはどのような業務の精査をなされたのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(渡邊信君) 職業能力開発短期大学校を職業能力開発大学校に再編するに当たりまして、今後三校の短期大学校を廃止いたしますとともに、職業能力開発促進センター、いわゆるポリテクセンターと称しているものでございますが、これにつきましては全国的なバランスも考慮しまして再配置を行うということで、六カ所のセン

ターを廃止することとしているところであります。

○大脇雅子君 大学を開発大学校へしていつてさらに専門性を高めていくということですが、労働者の職業能力の開発、向上を図るというためには、民間における取り組みとの関係をどのように考えられているのか。例えば、今までの職業能力の開発は主として企業のOJTによつて、いわばその社内の教育訓練ということで労働者の職業能力が開発されてきた、そのために今一番問題になつて

いるのは、そうした企業内における職業能力の訓練というものの対しては、非常に汎用性がない、あるいは一貫性がない、あるいは包括性がないという点で大きな問題を私は提起しているのではないかと思ふわけです。とりわけ、資源のない日本では人的資源というものがまさにいわば経済の活力の基本的なところにあるわけですが、そういう民間に任せていては職業能力訓練の実施が期待できない分野というものもあるのではないかと。したがって、国みずから積極的に職業訓練の実施に取り組んでいくべきだといふことがいよいよこの新しい時代には重要ではないかというふうな考えをわけすけれども、こうした民間の職業訓練、そして国みずから行う積極的な職業訓練の問題の関係をどのように労働大臣はお考えか、お尋ねいたします。

○国務大臣(甘利明君) 職業能力開発における国と民間との役割分担、これをどうすみ分けあるいは連携を図っていくかということは、御指摘のようにとっても大事な問題だと思ひます。

私もいろいろ頭を悩ましておるんですが、まず、国は職業紹介と失業給付、それから職業訓練、最低限のことはやってあげなくてはならない。職業訓練も無料で失業者に最低限のことはやらなきゃならない責任が国にあると思ふんです。

それが前提なんです、どういふすみ分けを民間とするかということ考えますと、例えばいろいろな多額の設備投資が必要などというものはなかなか民間ですぐにいろいろ対応もできないで

しょうし、特に大きな設備機械が必要であるというところ、その辺は国がそういう装置のものと対応していかなければならないだろうなど。それから、先導的にいろいろやっていく分野もあると思ふんです。

民間は、では何をやるかといへば、今までもそうですし、これからもうだと思ふんですけれども、ホワイトカラー部分でそう過大な設備投資を要しないで取り組める分野について取り組んで今までもこられたし、これからはいくのでありましようし、それから相互に協力をするという分野では、委託訓練というのがあつて思ひます。民間の能力を活用して委託費を払つてやつてもらふと。

ですから、公がやる部分、民間がやる部分、両者が協力してやる部分、いろいろな組み合わせで遺漏なきを固めていくべきなんだろうというふうな考えております。

○大脇雅子君 三月十一日の日経新聞の記事によりますと、首相直屬で競争力会議というものをつくりたい、これはアメリカの大統領産業競争力委員会というふうなものに似せて、これから製造業の体質改善と生産性向上を目指して、各閣僚や日経連のさまざまな会長や社長とともに供給サイドの改革の断行を要請すると。これは経済戦略会議の最終答申を引き継いでその実行機関と位置づけるといふような非常に重大な問題が出ていと思ひますが、この競争力会議というのは、今具体的に既に計画されているんですか。その政府側委員の顔ぶれには労働大臣も入つておられるというところが報道されておりますが、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) まだ確定的な日程は私どもの方に来ておりませんけれども、恐らく月内に報道されているメンバーで開かれると思ひます。もちろん私もそのメンバーの一員でありますから、出席をし、思うところの発言をさせていただきますというふうな思つております。

○大脇雅子君 そうしますと、これは技術開発戦

略というふうにも報道されているわけですが、この会議のいわば方向性というか、どこに焦点があるというふうに向つたらよろしいんでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) まだ中身について具体的にこういうことをやるという話はありてきておりませんのでわからないんですが、要するに、供給サイドの競争力をつけていく、そのためにいろいろな構造改革を行っていくことに關して議論とか提言とかがあるんだというふうに思っております。

○大脇雅子君 私がこれを伺うのは、「雇用の移動を円滑にするために民間の職業訓練制度を充実する財政措置などを政府としても急ぐ。」というふうに書かれてあるということになりますと、言つてみれば、雇用の流動化がリストラ支援策のように利用されていくということともに、また職業訓練の軸足が民間に移動していくということでは、公的な職業訓練を国としてきつちりと位置づけるということに対して危惧を念ずるからであります。

やはり職業訓練というものは、とりわけ大学校まで、中学校も含めましてしつかりとした一貫性がないということが日本の特徴でもあるというふうに思いますので、この競争力会議では、国の職業訓練の言つてみれば一つの機能というものをしつかり持ちながらぜひ提言をしていっていただきたいというふうに思います。

もう一つ、次の質問は、産業構造の転換の進展とか厳しい雇用失業情勢的確に対応していくためには、雇用開発というものが重要となつていくと考へられますが、この雇用開発に關してはいかなる助成措置をこれから講じていけるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(渡邊信君) 現在我が国では、起業、業を起す方の割合が廃業率を下回つて推移をしているという大変憂慮すべき状況にあるかと思ひます。そういった意味では、雇用の場が今縮小しているというふうな状況かと思ひます。

先般、臨時国会で改正をいただきました中小企業労働力確保法、これは通産省との共管法律でございますが、この法律によりまして、新しい事業を起すあるいは中小企業が異業種へ進出をするといったときの助成をするということにしております。労働省としましては、この法律を中心にして雇用の新しい開発に向けての取り組みを支援したいと思つております。

○大脇雅子君 最後は大臣にお尋ねをしたいのですが、今の失業率が非常に高くなつて、そしてそれは、今までは中小企業の雇用がそれを吸収してきたというところにあるわけですが、その一つのそういう中小企業の雇用創出あるいは雇用の受け皿という機能が非常に減退をきてきているということがあるのではないかと。したがつて、雇用・能力開発機構というのは、業務の効率化を図りながら、中小企業の雇用の創出あるいは高度な人材の育成など、そうした雇用の開発の課題に積極的に対応していくことが求められていると思ひますが、それに対する大臣の御決意を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 御指摘のとおり、雇用促進事業団が全面的に衣がえをいたしましたして、雇用・能力開発機構という形で新しくスタートする、それはこれからの時代により重要な点に絞ります。それはこれからの時代により重要な点に絞ります。その施策を充実させようという意味合いがあるわけでありまして、そういう新しい時代には、雇用、能力を引き上げていくための、職業能力開発を幅広くそして部分的には非常に深く掘り進んでいくということは大変重要であります。一歩進んで雇用自体を開発していく、先般成立をいたしました法律等を駆使いたしまして職場の創出をしていくということも大きな仕事になつてくるわけでありまして、精力的に、精査をした事業分野について取り組んでいきたいというふうに思つております。

○大脇雅子君 終わります。

○鶴保庸介君 さまざま質問が出ました。幾つかは重複する点もありますが、ポイントを絞つて御

質問させていただきたいと思ひます。

まず最初に、私の質問までこういう質問がいずれどこかで出るかなと思つておつたのでちよつとどうかと思つたんですが、あえて初めに挑戦的な質問というか挑発的な質問をさせていただきますと思ひます。

私が初めてこの法案を見たときに、これは何が変つたんだろうと正直思つたわけですが、確かに業務内容等々変つたという部分があるんですが、なかなか私のような素人にはよくわからない。恐らく国民の皆さんもわからないという感じが持たれているんじゃないかというふうな感じがします。

雇用・能力開発機構、新しくつくられる機構も特殊法人でありますし、また雇用促進事業団も特殊法人であります。役所の方にもちよつと聞いて聞きますと、役員数が二人減りましたというお話をしたので、それじゃ困るよというような感じがしました。看板のかけかえではない、こんなところが変つたというところを、例えばこの機構改革によつてどれだけ資金が削減されたか、本当に国民の皆さんに納得というか宣言されるようなつもりでポイントをちよつとお話したいだけだと思ひます。

○政府委員(渡邊信君) 今般の新機構は、従来雇用促進事業団が行つておりました住宅や福祉施設の設定という業務は取りやめることにいたしました。これはできるだけ自治体を中心に譲渡するということにいたしました。能力開発とそれから事業主への助成、援助、こういったことから事業主が期待される仕事に特化して今後仕事を行つていくということにしているところであります。

具体的に申しますと、住宅施設の建設のストツプ以外に、先ほどから少し議論が出ておりますが、短期大学の一部についてはこれをさらに高度な大学校にする、それにあわせて短期大学校も三カ所廃止する、あるいは現在の職業能力開発促進センターにつきましては六カ所を廃止するとい

うふうにいたしました。全国に重点配置をするというふうなことにしているわけでありまして。

そのほか、今委員もおっしゃいました役員数の削減、あるいは職員も平成十一年度で百六名減にするということにしております。十二年度以降もできるだけ計画的に削減をしていくというふうにしていくわけでありまして。

また予算面におきまして、住宅と福祉施設の新設をやめることによりまして平年度におきましては約五百億の予算減ということになりますから、これは従来の事業団の予算に比べると相当大きなウェイトを占めているものでございますが、こういった予算につきましては、より積極的な雇用開発あるいは事業主への援助、能力開発、こういったものに予算を重点配分していくということになろうと思ひます。

○鶴保庸介君 先ほど言われました教育プログラムなどに重点配分をする、この不景気の中で当然のことだろうと思ひます。

その教育プログラムですが、先ほど山本委員もおっしゃつておられました。以前この委員会でも取り上げました各種の雇用助成金について、その周知徹底が本当にできておらず、そのおかげで、まだまだ手続も煩雑であるし、またそういう制度の存在そのもの、あること自体も周知をされておられない。同じ結果になるのではないかと危惧を私も抱くんです。新しく機構が改革され、また雇用開発、職業能力の開発という新しい制度を設けるわけですから、この周知徹底というのは非常に重要なことになってくるのではないかと。うな気がいたします。

その点について、例えば、そういう制度があることと、それからまた教育訓練の損失保険がどうなるんだとか、それとの関係で本当に安心してこの給付、講習を受けられるんだとかというふうなところについての手当て、周知徹底、国民にその情報を提供するべきであらうと思ひますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○政府委員(日比徹君) 職業訓練あるいはその他

の助成金、そうであると思いますが、雇用促進事業団の関係では、職業訓練の内容となり、どういった施設でどう受けられる、あるいはその間の給付金、失業保険の関係を含めてでございますが、これらにつきましては雇用促進事業団でもホームページの開設等によりましていろいろと情報提供を行っておりますし、また公共職業安定所におきましても同様、情報の提供を行っております。

ただ、情報の提供というのは、最近媒体もふえておりますし、今後におきましても十分情報提供に意を用いてまいりたいと存じます。

○鶴保廣介君 具体的にはどんなことをされるというお考えでしょうか。以前私が助成金のおきにお伺いしたときには、パンフレットをつくるというふうなことをおっしゃってくれました。そのパンフレットも、いろんな制度の助成金について一つのまとまったパンフレットにした方がわかりやすいんじゃないかというふうなことも提言させていただきまして、そのことのお答えをいただいたような記憶があるんですが、今回はどういことについてはどういふうにお考えでしょうか。まだこれから検討だということであるならばそれはそれで結構なんですが、お答えをいただけたらと思います。

○政府委員(渡邊信君) 雇用促進事業団の業務には、能力開発の業務あるいは助成金の支給等の業務がございますけれども、特に能力開発等各種施設の周知、広く利用者の方に利用してもらいための周知につきましましては、現在でも新聞やテレビ等マスメディアを活用しますと同時に、インターネットのホームページを本部だけでなく地域の各雇用促進センターにも開設をいたしまして利用していただいている、あるいはリーフレットやパンフレットはさらに積極的につくりたいと思います。

○鶴保廣介君 ぜひお願いをいたします。

ちょっと苦言を申し上げますと、私の地元へ帰りましてハローワークへ行きますと、先ほど申しました助成金のパンフレットがあるかと聞きました。

たら、いやそれは実はまだないんだというところがありまして恐ろしく何かの手違いでなかったんだという好意的に解釈をしておりますが、ぜひお願いをいたします。

また、その能力開発の中で、先ほど谷林委員も言われておられましたけれども、パンチャーについて、本当に起業家精神を喚起するようなものになればいいなというふうな話であります。

ただ、今、日本の国内でパンチャーといつても、企業内パンチャーと、あとはベンチャーキャピタルなどでも金融、企業の系列から受けるキャピタル事業といったようなことがほとんどである状況だろと思うんです。今ここで新しく能力開発プログラムの中で目途とされておられるのは、そういう企業内パンチャーであるとか系列のパンチャーということではなくして、本当に一からの創業ということだろと思うんです。なかなかそういう意味ではあえない、今のこの日本の現状では厳しい状況だろと思うんですが、このような本当に新規の、その目途とするフロンティアを開発するよう、そういう事業活動を人材面で支援していくことについて、大臣、その御決意のほどをお伺いいたしたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 私は、労働大臣になる前に産業政策を長いことやっていまして、何とかベンチャービジネスがどんどん起こって来て、それがあすの日本経済を支えていくようになっていかなければならないという研究をさせていただきまして。

なぜアメリカは多くて日本はそうはいかぬのだろうか、という理由があります。一番大きな理由は、要するにアメリカではベンチャーで成功している人を見渡すとすぐ身近にいるのでありまして、そういうところからアントレプレナーシップといいますが、自分も彼みたいになりたいという思いはかなりみんな強いのと、そういう事例がうまくあるものでありますから、エンゼルという個人投資家が育っていて、しかもそういうことに投資、出資するのになれているわけですね。

それからあと、リスクを判断するような調査機関もちゃんとできているし、あるいは産学連携を申しますか、大学と産業界が非常な連携プレーをとって、きのうまで大学の教授がきょうは会社の社長になるというのが当たり前にころころしているし、いろんな意味で成功事例が出てきているものですね。うまくみんなが回ってきているんですね。

それとあと、ベンチャーキャピタルも育っているんですけども、覚悟の度合いが違うと思うんです。日本のベンチャーキャピタルというのは金融機関関係が中心ですけれども、ほとんど一緒に苦勞して問題を乗り越えようという意思がないんですね。いかに回収を担保するかというところに走っちゃう。だから、金を貸すときとまず土地を買えと言いう話になっちゃうと。

アメリカのベンチャーキャピタルに言わせると、本物になっていく間に必ず二回は倒産の危機に瀕する、それを創業者と出資者が同じ気持ちになつて歯を食いしばって乗り越えることができるか、その覚悟があるかどうかということが大きいということも聞きました。

それに、重要な要素というのは、ベンチャーというのは当面収入がありませんから、固定費がいりうと圧迫をします。その中で人件費といふのは大きい要素だと思っております。先般、中小労働法を改正いたしまして、その固定費部分についての支援体制をとったわけであります。

人材というのは重要な要素でありますし、今までの中小労働法で高度人材というのはありますけれども、高度人材といかないまでも、一緒に業を起して頑張ってくれる人材の固定費をカバーするというシステムというのはベンチャーにとっては非常に大事だと思っておりますので、その部分で大きな助けになると思います。

ただ、これで全部が解決したということには正直言つてならないと思いますから、ベンチャーが立ち上がっていく要素のうちの大きな部分の一つ

はこういうのができたというふうに理解しておりますし、まだ、これは私の分野じゃないかもしれませんが、産業政策の分野でありましようけれども、やっていくことはたくさんあるというふうな思っております。

○鶴保廣介君 資金面、それから先般の大臣の言われた制度面からの援助ということだろと思うんですが、ただ、先ほど谷林委員も言われましたとおり、この機構法案の中で、この新しい法律案をつくったことでベンチャーマインドが育つと言つたらちよと大げさかもしれませんが、そういう人材というか、そういう一歩前に出るような制度ができないものかというふうに思っています。確かにこれは産業政策の中にちよと一歩踏み込むような話になるかもしれませんが、ぜひ大臣も前向きにその連携をとっていただいてやっていただきたいなと。

時間がありませんので、最後の質問をさせていただきます。

前回のさまざまな助成金のときもそうでしたし、この労働委員会が審議をするときも必ず、いや、ちよと一応見直し規定を入れておこうというふうによく話をします。その見直しというのはどういことかといふと、やつぱり状況が新しく一歩進んだら、状況がどんなものかといふことをもう一度フィードバックして見直しをしなければいけないということだろと思ひます。

今回そういうことについて、その実施状況を、先ほども言いました、助成金は、制度はつくったものの余り利用はされておらないという結果もあつたようであります。その実績について、社会にどれだけ貢献をしておるかというふうなこと、それから業務の実施結果、また就職の状況だとか、いろんなことを公開して、国会で、前の質問でも言いましたけれども、情報公開法案も衆議院で通りまして、二年後にその見直し規定もあるようですけれども、特殊法人の情報公開といったことも議論に上るかと思ひますので、その辺について、その見直しについてどのようなお考えでいらつ

しゃるか、取り組みをお伺いしたいと思います。
○政府委員(渡邊信君) まず、新機構の行います業務の状況あるいは決算の状況、こういったものは、現在の雇用促進事業団法にも、財務諸表等々あわせてこれを五年間公開するという規定がありまして、今回の改正案にも同様の規定を盛り込んでおりますので、これから新機構が行います業務については五年間は閲覧し公開するということになるかと思えます。

また、おっしゃいましたように、いろいろと計画を立て、予算を組みましても、実際に効果が上がらなければ意味がないことですから、不断の事業の見直しと、もしうまくいかなかった場合には原因の究明ということは不断にやっていかなければいけないと思っておりますので、そういった具体的なあり方については十分に検討したいと思えます。

○鶴岡保介君 ありがとうございます。

○山崎力君 最後の質問になります。

今回の雇用促進事業団廃止、それに伴う雇用・能力開発機構設立ということで、その意義についてそれぞれの委員から各方面において質問がございましたけれども、それをトータルした形で、今回の雇用・能力開発機構、これは何をとにかく最終目標とするのか、同時に、今の政府のいろいろな関連法人の整理統合その他の問題からいくと、一番のポイントは、将来的にどれだけの国の予算をつぎ込むことにして、どういうことをしようとしているのか、スタートの時点でいろいろ経過その他あるかもしれないが、その辺の将来像はどうなんだということとをちょっとまず教えていただきたいと思えます。

○国務大臣(甘利明君) 今まで各先生から御指摘をいただきましたとおり、行革の方向を受けて雇用促進事業団が従来行ってきた業務を一度原点に立ち返って精査をしてみる。そうしたところが、もう雇用促進事業団の手を離れていいのではないか、あるいは歴史的な使命を果たした終わりのではないかという部分はこの際業務から切り離

して、そしてこれからむしろ重点的にやっていくべき業務について精査をして、そこに特化をした政策を推進していくということで、雇用・能力開発機構という新しい組織に機構がえをして、組織全体と業務全体を見直させていただいたわけでありまして。

予算とか職員削減がどういう形になるかということにつきましては、予算でいいますと二百十億円削減、節約ができるわけでありまして、職員でいいますと六百名の職員定数の削減をするということができるわけでありまして。

そして、新産業がこれからできてくるわけでありまして、新産業がこれからできてくるわけでありまして、そこに優秀な能力を備えた労働力をしっかりと適宜適切に供給していく。そのために公的な機関として果たすべき職業能力開発というのはさらに重要味を帯びてくるのでありまして、あるいは現下の雇用情勢下で、ただ手をこまねいて橋渡しをやるということだけではなくて、積極的に雇用の開発をしていくということと、また今段階に達していただきたけれども、その部分について取り組んでいく使命が重点施策の中で中心的な役割を担って、これからは雇用・能力開発機構が取り組んでいくべき施策ではないかということで、一遍業務を見直して精査し、パワーアップするところはパワーアップして新しくスタートをするということでございます。

○山崎力君 そういったことなんだろうとはわかるんですけども、まだスタートする前段階です。から無理はないんですけども、なかなか具体像、将来像が見えてこない部分がある。これは御承知のとおり、今の社会全体の雇用情勢が将来像が見えないというのとオーバーラップをしている部分だろうとは思っています。

それだけ難しい中で、できるだけ削って、国の予算をなるべく使わないで、それでいて効果を上げていただくという立場でいくわけですが、もう一点この問題であるのは、先ほどからも何回も出ていましたけれども、本来の労働省の仕事という範疇だけにとどまらない省際間というのでしょうか、

か、先ほどどういう表現をされましたか、重なり合う部分、そういった部分での問題が出てくるかと思っております。例えば、それでは学校教育との関連はどうするんだとか、あるいは雇用情勢からいくと通産省の産業育成とどう絡むんだとか、その辺のところでは二重投資にならないようにしたいところでは、これは釈迦に説法ですけれども、お願いしたいところでございます。

そういった中で、今までは大企業中心に中小でも、働いた労働者が素直に親方あるいは上司の言うことを聞いていればその業種の仕事を覚えて次へに伝える、そこで給料をもらえるだけの能力を持つというものが半ば自然な形で行われてきた部分がございますが、この厳しい中で、自分たちが積極的にこういう能力があるから雇ってください、という自主的な能力開発というのが当然叫ばれてきている部分があるわけですから、そういった点についてこの機構あるいは労働省としてどう取り組むのかという点はどういうふうになっておりますでしょうか。

○政府委員(日比徹君) 御指摘のように、最近の急激な産業構造の変化の中で、高い成長が期待される分野において必要とされる人材の育成を図るというのは非常に重要でございます。また、御指摘いただきましたように、労働者の自主的あるいは自発的な能力開発ということの支援というのは極めて重要となっております。労働省におきましては、こういう自己啓発に関する相談援助等の推進を図るということ、また労働者が主体的に教育訓練を受けた場合に負担した費用を直接助成する教育訓練給付制度の推進等を行っておりますが、今後とも、こういう施策によりまして自発的な職業能力の開発に対する支援の推進を図ってまいりたいと考えております。

○山崎力君 そういった御答弁だろうと思うんですけども、これは言うはやすく行うはかたしで、本当に必要とされる特殊な能力、国家資格を持つような能力をやりたいといったときにどこまで支援すべきなのか。

例えば、私は医者や大学の出たのだけれども国家試験が受からない、受かるまで何とか面倒を見てくれ、その勉強の面倒を見てくれといったところをやるんだというところはだれが考えてもおかしい話になるし、あるいはいはいもつと、非常に言葉は悪いんですけども、時代おくれでニーズがなくなっているところの職業訓練あるいは能力を持たないといつても、これもまたむだな投資になる。将来を見据えて、あなたのこういった能力を身につけることは近い将来非常に需要が多くて就職しやすいでしょう、あるいは日本の産業の発展に貢献するでしょう、こういったものを見つけて、そのところをやろうとする人に適当な援助をする、こういう二段階を踏まなければいけないわけです。

その辺のところをみんなわからずに困っているような、それぞれの立場で個人がこれがいんじやないかというところをやるようにして、これを、公の機関がこんなものでしょうと、業界その他産業界からの情報もあるんでしょうけれども、その辺のところをどう乗り越えていくのかなというものが、結論はいいんですけれども、各論になったときにちょっと見えてこない部分がある。そういうふうに見えるわけでございます。

そういった具体策として雇用対策をどうするんだということも当然出てくるわけですが、そのところと、そのところが一種の雇用対策になるわけですが、その辺のところを大臣、どのような考え方でやろうとなさっているわけでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 能力開発と就業の関係、それから能力開発自身が時代を先取りする能力開発にどう設計をしていくか。あるいはその職業能力をつけても既に何の役に立たないのをどう排除していくかというか、外していくか。これは従来、個人とそれから企業内あるいは失業者が職業能力をつけていく、いろいろな場面面で職業能力開発ができるようにしておりますが、十二月から始まった個人の自分のオフタイムに職業能力をつけていくということに関しては、ニーズの

高いであろうというところを積極的に指定をして
おります。もう既に四千講座を超えていると思
いますが、これは正直言いまして、それによつて万
能の職業能力をつけるというところまでとはい
かないかと思ひます、持っていればよりプラ
スになるような部分だと思ひますが。

それとあと、職業訓練施設やあるいは職業訓練
大学校等で、本格的な施設で職業能力を身につ
けていくというところにしましては、常時、講義の
内容の見直しをしていくことを大臣に就任
以来担当局長に指示いたしております、つまり
そこで残されている講義の内容が何ら魅力的でな
い時代に取残されたような部分であつてはなら
ない。何を先取りしていくかということに関し
ましては、大ざっぱに言いますと、これから担
う新産業十五分野の中に位置づけような講義内
容であるべきだというふうに思つておりますが、
その中で具体的に何をどうしていくかというの
は、これから日々いろいろ議論をしながら科目の
設定、講義の設定をしていかなきゃならぬとい
うふうには思つております。

○山崎力君　やはり大臣でもなかなか具体策に
なつてくると本当に難しいことだらうと思ひん
ですが、私はちょっと水を差すようなんであれな
んですが、もう少し特化をもつと割り切った
形の特化した方がいんじゃないかなという感
じがしております。

特に今の離職者、転職者、そういった人たちが、
先ほどもちよつと同僚議員から出ていましたけ
れども、なかなか職場をいづらくさせられるよう
な人たちがあつてきている状態、それから先ほ
どのベンチャーの問題もありましたけれども、す
べてに絡むのは、余り使いたくはないんだけれ
ども、社会全体のセーフティネットをどうする
のか。具体的に非常に思ひつきの言へば、失業保
険の期間をもつと長く持つていった方にお金を特
化した方がむしろ今の御時世にはいいんじゃない
かと。非常にみんな縮こまつて今世の中が動か
ないというの、離職したときの不安感というの

いわけでごさいます、そういった点からいくと、
やはり最低限の人間らしい生活、これは労働省か
ら離れちゃう可能性があるんですが、そこは保
たれるんだと。

ただそのところで、ただ怠惰な生活をして生
きていられないというのではこれは人間らしくな
いわけで、そういった人たちがいけば敗者復活
をいいますか、一人はここで失敗して離職せざる
を得なかつた、あるいはセーフティネットが助
けられた、けれどもそこそこなところにずつとど
まつていくのじゃなくて、もう一回何かいいチャ
ンスがあればそこからまた新たな人生なり職業な
りをやっていく。こういう体制を制度的につくる
方が、悪いとは言ひませんが、そういうふう
な細かなことをやるよりも、そつちの方にど
さつと予算をつけた方がむしろ今の世の中はいい
んじゃないかなという感じを私自身この審議を通
じて感じていくわけですが。

確かにきめ細かいのは必要かもしれないけれど
も、木を見て森を見ずというところがあるのかも
しれませんけれども、そういうふうな感じもしま
して、先ほども言ひましたいわゆる敗者復活の道
をどのように組み立てていくかというのがこれか
らの時代の労働行政の根幹ではなからうかとい
うふうに感じてゐるんですが、その辺の大臣のお考
えを伺つて、時間ですので私の質問を終わりたい
と思ひます。

○国務大臣(甘利明君)　敗者復活の道筋を立て
る、これは非常に大事なことでと思ひます。その
際、事業家としての敗者復活と雇用者としての敗
者復活、要するに失敗したときに身ぐるみはがれ
ないという仕組み、まさに有限責任で次に臨めると
いう仕組みをちゃんとつくることが大事だと思
つています。それから雇用者については、再
挑戦をするまでのリハビリ期間をきちんと設け
る、これが大事だと思ひます。

ただ、先生御自身が今御指摘になつたように、
何もしないうで漫然として待機してゐるというの

じゃなくて、その間に力をつけていくということ
で、トレードを待っている選手がただ遊んで待つ
ているのじゃなくてトレーニングしながら待つて
いる、そうするときにいきなり一軍登録できるとい
うことになりまうから、トレーニングをしながら
待つてゐる期間をちゃんと確保するということが
大事だと思ひます。

私は、訓練延長給付という制度がありますが、
この指導を受けて、その後には再就職率がどのく
らいかの追跡調査をやれということをやつており
まして、訓練期間が終わつて直ちにという就職率
が六十何%だと思ひますが、その後何カ月以内に
というのは相当高い就職率になつております。
ですから、これはただ漫然と待つよりもはるか
に再就職率を上げてゐると思ひますので、その教
育訓練の給付についてしっかりとやっていくとい
うのが再就職率を上げる、つまり雇用者のセーフ
ティネットをしつかりするということ、非常に
大事だと思つておりますので、そつちの面です
かりやつていきたいというふうに思つておりま
す。

○山崎力君　終わります。
○委員長(吉岡吉典君)　他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ございませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(吉岡吉典君)　御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
雇用・能力開発機構法案に賛成の方の挙手を願
います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(吉岡吉典君)　全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

この際、笹野君から発言を求められております
ので、これを許します。笹野貞子君。
○笹野貞子君　私は、ただいま可決されました雇
用・能力開発機構法案に対し、自由民主党、民主

党・新緑風会・公明党・日本共産党・社会民主党・
護憲連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案
による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

雇用・能力開発機構法案に対する附帯決
議(案)

政府は、次の事項について適切な措置を講ず
べきである。

一、雇用・能力開発機構において、その業務運
営の円滑適正化に資することを目的とする機
関として、公労使を含む関係者で構成する運
営協議会を設置するとともに、同機構が中小
企業事業主と労働者にとつて利用しやすいも
のとなるよう各種の情報提供や相談援助の充
実を図ること。

二、企業活動の高度化に対応しうる人材を育成
するため、雇用・能力開発機構における職業
能力開発事業の一層の拡充・強化を図ると
ともに、自発的に職業能力開発を行おうとする
離職者を始め広く労働者個人が、高度な
知識・技能を習得することができるよう、教
育訓練給付制度の積極的活用並びに段階的
かつ体系的な職業訓練体制の整備・充実を図
ること。

三、ベンチャー企業等活力ある中小企業におけ
る新たな雇用機会の創出の促進及び中高年勞
働者の失業なき労働移動への支援に資するた
め、雇用関係助成金の積極的活用を含め雇用
開発等に関する事業主支援事業の一層の拡
充・強化を図ること。

四、移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡並び
に譲渡までの間の管理運営に当たっては、利
用者へのサービス低下を招かないよう十分配
慮するとともに、当該施設が地域振興に資す
るよう地方自治体等と十分に協議すること。

五、この法律の施行後三年を経過した場合にお
いて、雇用・能力開発機構の業務運営の状況
を勘案しつつ、この法律の各規定について見
直しを行い、その結果に基づいて必要な措置

を講ずること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(吉岡吉典君) ただいま笹野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉岡吉典君) 全会一致と認めます。

よって、笹野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、甘利労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。甘利労働大臣。

○国務大臣(甘利明君) ただいま決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、努力してまいる所存であります。

○委員長(吉岡吉典君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会